第4章

良好な景観形成に向けた取り組み

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

田原市には、地域の景観を特徴付けている建造物(建築物・工作物)や樹木があります。こう した建造物や樹木は地域の歴史を物語るとともに、まちなみを構成する重要な要素になっていた り、まちの中に1本残されていても周囲の景観のアクセントとなっている場合もあります。

こうした地域の景観を特徴付けている建造物や樹木を積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が地域の景観上の特徴を有し、道路などの公共の場所から容易に見ることができ、 建築後50年以上経た建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

- (1) 地域のシンボルとして親しまれているもの
- (2) 地域の歴史性を感じさせる屋敷や土蔵で、まちなみ景観を構成する要素となっているもの
- (3) 農村、漁村にあって地域の景観を特徴付ける要素となっているもの
- (4) 産業遺産や土木遺産、戦争遺産などで、地域の景観のシンボルとなっているもの
- (5) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの また、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの
- (6) 地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の技術、農林業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの

■景観重要建造物の保全・活用の考え方

景観重要建造物の指定を受けた建造物の保全とともに、その周辺の景観形成にも積極的に取り 組みます。

- ・所有者などによる適切な保全管理を支援します。
- ・建造物の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、建造物との調和に十分 配慮します。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十 分な調和を意識します。
- ・建造物周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、建造物が醸し出す地域イメージ を損なうことがないよう配慮します。
- ・景観重要建造物の視認性を高めるためのサイン等の設置には十分配慮します。
- ・建造物を周知し、景観的な価値を高めます。
- ・「愛知県近代化遺産(建築物等)総合調査」及び「愛知県近代和風建築総合調査」であげられたもの(第1次調査物件も含む)を参考に、所有者と適宜協議し、保全活用を支援します。



白谷の石積みの 上に建つ倉



戦争遺産(旧陸軍技術研究所伊良 湖試験場)

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹容が美観上優れ、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいず れかに該当するものを指定します。

- (1) 市街地においてシンボル的な樹木となっているもの
- (2)農村、漁村にあって地域の景観を特徴付ける要素となっているもの
- (3) 良好な水辺景観を構成する樹木となっているもの
- (4) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの また、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの
- (5) たはらの巨木・名木 100 選に選定されているもの

■景観重要樹木の保全・活用の考え方

景観重要樹木の指定を受けた樹木の保全とともに、その周辺の景観形成にも積極的に取り組み ます。

- ・所有者などによる適切な保全管理を支援します。
- ・樹木の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、樹木との調和に十分配慮 します。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な 調和を意識します。
- ・樹木周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、樹木が醸し出す地域イメージを損 なうことがないよう配慮します。
- ・景観重要樹木の視認性を高めるためのサイン等の設置には十分配慮します。
- ・樹木を周知し、景観的な価値を高めます。



100 選に選定された ヒマラヤスギ 養性寺のスダジイ



たはらの巨木・名木 昭和初期からある福江市民館前の

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、公園、河川、港湾などの公共施設は、景観形成に重要な役割を担っています。田原市の 景観まちづくりについて重要な景観軸と景観拠点となる公共施設は、施設管理者と協議・同意の 上、景観重要公共施設として指定し、田原市の良好な景観形成を図るものとします。

なお、指定後は、良好な景観形成を先導する公共施設としての施設整備方針を施設管理者と協議・設定します。

●国道 259 号及び国道 42 号においては、海や山への自然景観に配慮した施設整備を検討し、 住民協働型の維持管理方策等についての検討を行います。

例:海が連続して見える区間の電柱、電線類の整序やガードレールの美装化を実施する。 道路から望見できる屋外広告物や土取りについての制限に関する検討を行う。 雑草の除去や清掃、道路沿道の花壇づくりなどを住民との協働により実施する。

●都市公園については、周辺の自然景観や歴史的な景観に配慮して、施設整備を行うように検 討します。

例:周辺の自然景観への配慮及び地域の歴史的な景観へ配慮した整備を実施する。 公園内の施設についても、周辺の自然景観や歴史的景観上に配慮した素材や色彩を用いる。

●河川については、散策路や並木道沿いなどにおいては、河川景観や周辺の山などの眺望景観 に配慮した施設整備を行うように検討します。

例: 桜の並木みち、水辺を巡る散策路や広場等の整備により、多様な自然との触れ合いの場 を創出する。

自然環境を適切に保全管理し、多自然づくりを推進していく。

工作物を設置する際は、特に自然景観との調和に配慮し、地場材や自然素材の活用に努め、色彩は自然景観に調和しやすい低彩度色とする。

河川沿いの散策路等から望見できる屋外広告物の制限を検討する。

水質浄化、ゴミ、沈船の除去等を検討する。

- ●国道以外の主要な道路においても、周辺の景観に配慮した施設整備を検討します。 例:海が連続して見える区間の電柱、電線類の整序やガードレールの美装化を実施する。 雑草の除去や清掃、道路沿道の花壇づくりなどを住民との協働により実施する。
- ●港や海岸においては、海への視点場や海への眺望に影響することから、景観に配慮した施設 整備を検討します。

例:港は周辺の集落も含めた港町としての景観づくりを検討します。 海への眺望に配慮した施設整備を行います。 ●国有林や県有林、市有林等の樹林の伐採について、景観に配慮することを検討します。

例:主要な道路からや視点場から眺望できる場所では可能な限り大規模な皆伐を避け、適度 に樹木を残し速やかに造林を行うなど、伐採による景観への影響を小さくするよう検討 します。

3 屋外広告物の景観形成に関する方針

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として、見る人に楽しさを与え、まちの賑わいに繋がる一方で、無秩序な設置が行われた場合には、良好な景観を阻害する要因になります。

そのため、田原市屋外広告物条例を制定し、地域特性や景観形成方針を踏まえ、禁止地域・許可地域指定及び許可基準等を定めて、田原市の特色に応じた屋外広告物の誘導を図ります。

- ●国道 259 号及び国道 42 号沿線を禁止地域への指定を検討します。
- ●自然公園区域指定地域において、禁止地域あるいは許可地域の指定を検討します。
- ●景観重点整備地区の指定と併せて、当該地区における独自の屋外広告物の制限の検討を行います。

4 自然公園法の特例に関する方針

三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園の特別地域及び普通地域において、届出対象行為及び景観形成基準について、自然公園法上の上乗せ許可基準の設定を検討します。